

航空機乗降用タラップ等のバリアフリー化に向けた取組

- ① 航空機乗降用タラップ等について、バリアフリー法上の基準を新設し、タラップ等の導入時に基準適合義務を課す。＜交通バリアフリー基準を改正＞
 ※基準適合義務に違反した場合は、是正措置命令、更には罰則の対象。

《リフト付タラップ》



《旅客搭乗リフト》



《スロープ式タラップ》



《階段昇降機》



《アシストストレッチャー》



- ② 併せて、既存のタラップ等や外国エアラインについてもバリアフリー化の対応を求めるため、エアラインの事業計画に航空機乗降ルートのバリアフリー化方策の記載を義務付ける。＜航空法施行規則を改正＞
 ※事業計画については、認可が必要。
 ※事業計画を遵守しない場合は、遵守命令、更には罰則の対象。

- ③ ①②いずれも、平成30年9月20日公布、10月1日施行予定。